総務文教常任委員会会議記録
（要望調査・条例改正審査）

１．日　時	令和８年９月８日（火）　　９時３０分開議 令和８年９月８日（火）　　１６時５０分散会
２．場　所	議員協議会室
３．出席議員	向井千尋委員長、大内正博副委員長、野々村康委員、隅田雅春委員、安井博幸委員、原田豊彦委員、上田英樹議長
４．欠席議員	なし

５．会議に付した事件

要望調査　子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、２０２７年度政府予算に係る国への意見書採択の陳情について
議案第６８号　丹波篠山市職員等の旅費に関する条例
議案第７４号　丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例
議案第７５号　丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第８１号　丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの指定管理者の指定について
議案第７６号　丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第７７号　丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第７８号　丹波篠山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例
議案第７９号　丹波篠山市立幼稚園設置条例及び丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

６．議事の経過

向井委員長　挨拶
向井委員長　開議宣告
９：３０　開議

日程第１　要望調査

子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2027 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

向井委員長　　要望調査の参考として、兵教組多紀教職員組合から参考人として委員会への出席を要請することができますが、いかがでしょうか。

【協議】

向井委員長　　お諮りします。委員会条例第 26 条の 2 の規定により、要望調査の審査の参考とするため、兵教組多紀教職員組合から参考人として委員会への出席及び説明を求めることとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし

多紀教職員組合入室

向井委員長　　ただいまから調査を行いますが、調査の参考とするため兵教組多紀教職員組合から馬場執行委員長、林書記長にご出席いただいておりますので、要望等の内容について説明を受けた後、質疑を行いたいと思います。

【主な説明】

多紀教職員組合より説明

【主な質疑】

安井委員　　要望書の要望趣旨理由のところに子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況というふうに書かれていますが、国の割合が増えることによって、どの程度改善されると思われているのかその辺りを教えていただけますか。

多紀教職員組合　国の負担割合が引上げられることにより、市の中での財政的な余裕が生まれてくると考えております。そしてその中で先ほど話があった教育業務支援員等の配置が拡充されることにより、学校の中での一人一人の教員が仕事に専念できる時間が増えてくると考えております。今、豊かな学び、個別最適な学びというものが非常に重要視されています。一人一人の子どもたちが今どのように考えて学び続けていくのか。非常にやはり事業の中での時間がかかります。昔の一斉授業ではなく、子どもたち一人一人を大切にした授業を行うために非常に授業

	準備等も時間がかかる中で、国の負担割合を引き上げることにより、市の財政の少し負担率が下がり、人的な配置によって、我々の教員の働き方も進んでいくのかなと考えております。
安井委員	要望の理由はよく分かりました。あともう１点ですが、支援員の方が子どものプリントの印刷とかそういうのに時間を使われているということですが、例えば今、一斉にタブレットとかを子どもたちに配布されています。タブレットを使ってペーパーレスを進めないのかがすごく不思議です。個別最適でしたら各児童、生徒に合わせて、タブレットを使って問題とか、プリントのようなものをすれば、印刷の手間は省けると思いますが、なぜペーパーレスが進まないのでしょうか。
多紀教職員組合	ペーパーレスは進んでいると思います。全く進んでいないということではありません。実際に全児童に対してタブレットが供給されているという中で、特に高学年に関して言うと、以前は全て紙でやってたものがオンライン上で問題を解く、あとは、クラウド上で授業の資料を共有するってことが行われています。ただ、紙がゼロになるかっていうとそんなことはない。やっぱ併用していくというところになってくるかなあと思っています。そういう意味でいうと、この支援員さんの働き方や実際に印刷する量はタブレット導入前に比べたら減っているかなとは思います。しかし、だからといってゼロになっているわけではないですし、そのことによって、支援員さんの業務として別のことをしていただくことも機会も増えているというふうに思っております。
安井委員	分かりました。個別最適な学習をされていますが、私今すごく気になっているのは、全国学力調査で、丹波篠山市の子どもの学力が低いんですよ。それがなぜ、個別最適化で少人数教育なのか。要するに、すごく少人数学級が進んでいると思いますが、学力という点に関しては、全国よりも低いというのは非常にまずいなと思いまして、そこは教職員の方々にもっと頑張ってほしいなと思うのですがその辺りについてはどう思ってらっしゃいますか。
多紀教職員組合	今、御指摘のあったように、丹波篠山市の学力の調査結果を見てみると、全国の低い値の教科や学年等がここ数年見えているところが課題として上がってきます。そこに関しては、教育委員会と一緒になって子どもたちの教育のために何ができるかっていうことを考えております。

タブレットが導入に関しては、全国的にタブレットが入っていますので、丹波篠山市だけがタブレットを活用しているから学力が下がったということには直結はしないと思います。我々としては、全ての小学校、中学校でこの夏も学力、全国学力状況調査の分析を行いました。各校の子どもたちの苦手なところや課題が子どもたちにあるところを教員が共通理解をして、2学期以降の学習に生かしていくということとしております。

また、そこに教育委員会も一緒になって教職員全体の質量質の向上という研修等も入れていただいておりますので、今後に関して、そういう形で市と一緒になって学力向上に関しては取り組んでいるということを御理解頂ければと思いとも思います。

野々村委員　　今回の意見書については国庫負担制度に切り込んでおられますので、丹波篠山市だけの要望書じゃないと思います。この動きについては兵庫県下でされているのか、全国的にやられているのか、その辺の意見書採択の運動についてはどの範囲で行われているのか教えていただけますでしょうか。

多紀教職員組合　この意見書に関しましては、まず兵庫県に関しましては兵庫県全ての市町村で今こういうような形で、全国の市町村から国のほうに意見書のほうを上げていただくように活動しております。兵庫県は兵庫県で検討して、国のほうに、県議会のほうで採択をされても、採択をされていますので、国のほうに意見書のほうも提出していただきます。同じ動きを全国規模、北海道から沖縄まで全ての市町へ県都道府県で行っているというのが現状です。

野々村委員　　兵庫県下で、どのぐらいの市町村が昨年度は採択していたのか教えていただきたいのですが。

多紀教職員組合　昨年度、全ての市町で、国のほうに上げていただいたということはありません。意見書を提出させていただいたところに関しては、100％意見書のほうを市のほうから国に上げていただいていますが、いろんな方と相談していく中で、今年度は、要望書のほう出さないでおこうと決めた市もあります。ですので、全ての市町にこの陳情書を議会のほうに出せているというわけじゃないので、出したところに関しては、全てのところで国のほうに上げていただいています。大体割合としては、8割から9割程度と認識しております。

野々村委員　　組織内の国会議員さんとかおいでになると思います。国会の予算委員会等でこういうようなこの件に関して、議論とかされているのではないかと思いますが、国会内の動きとしてはどういうような意見が交わされているんでしょうか。方向性みたいなものはあるのでしょうか。例えばそれは国庫負担について、3分の1から2分の1に戻すべきだというようなことは議論されているのかどうか、その辺のことを簡潔に説明願います。

多紀教職員組合　国会の中で、教職員の働き方改革についてはいろんな議論がされています。これは我々のいろんな関係各所のところで動きはあるのですが、3分の1から2分の1に上げようという動きは、残念ながら今のところ厳しい状況がありますというのは、国の予算や様々なところで、なかなかこの2分の1議論が今なされているという現状は今のところありませんですが、上げなくていいというわけじゃないと思いますので、我々としては必要だと思いますので、毎年こうして全国のところから上げさせていただいているという現状です。

野々村委員　　国の現政権においては積極財政っていうのを挙げられていますから、これを国庫負担を上げることによって、子どもたちをきちんと育ててあげるというのは大原則ですが、経済的にも、そういうようなものがあるのではないかと思います。丹波篠山市におきましては昨年度、財政持続的発展に向けた具体的な方策ということで、学校現場の会計年度職員を大幅に人員削減するという方針が出されました。最終的には、退職を希望されている方の退職という形ですが、不補充みたいな形にもなっているのではないかと思います。その中で執行部からは財源が確保できない。会計年度職員さんの人件費等についても、その当時は、給与等について手当てができないからということで大幅削減になりました。そういうことも関係して、子どもたちの学力にも直結していくのではないかと思いますので、私としてしましては、意見書については同意するところであります。

隅田委員　　説明資料1ページのところに、超過勤務ということで、月80時間超した人が34人、年間で720時間起こした人が21人ということで、管理体制というか、学校であれば教頭先生が、超過勤務が多いのではないかというようなことで調整もあると思いますが、現場はどうなっておりますか。

多紀教職員組合　現場でもかなり管理職の先生方は声をかけていただいています。そ

の結果、10 年前と比べてもかなり改善はされている。10 年以上前は夜中でも職員室の電気が点いていることが、普通にあったと思います。現状では、さすがにそんなことはなくなってきおり、職員の意識も改善はしてきている。それは管理職の先生方が声をかけてくださらなければ多分変わってなかったし、社会の雰囲気が変わってなければ多分そのままだったっていうことです。今はまだ道半ばというところかなあというのが現場の実感です。

隅田委員　　管理職の方がそういうふうに目を配って指導しているという中でも年間 720 時間を起す人が 21 人いるというのは、業務の問題ですか、それともその担当している先生の能力に問題があるのですか。

多紀教職員組合　業務のところが大きいと思います。能力というよりは、教師の仕事ってここまでやったらいいという線引きがなかなか難しい仕事ではあります。例えば学級通信を毎日出したいという先生と出さなくてもいい、どちらが正解というわけではないのです。当然毎日出すっていう先生になってくると当然業務としての時間も増えてくる。能力がないから伸びているってわけでは一概には言えない。能力はその仕事量のどれだけするかが、その人の教育への思いであったり手法であったりとかに委ねられているところがあるっていうのが実情であると思います。

多紀教職員組合　今、ここに時間が書いてある在校等時間が 80 時間を超える、また 720 時間を超えるというのは、タイムカードが学校にもありまして、その時間ということになっています。ということは、学校から持ち帰った家で仕事をしている時間、土日に少し時間があるから、少し教材研究しておこうかなという事がここには入っていません。学校にいて仕事を超勤している時間がこれだけっていうことなので、実際は、これよりもさらに増えているということは確実です。プラスで少しだけ追加させていただくと、この人数の多くの先生は中学校の先生です。中学校の先生の部活動における超勤時間が続いてしまいますので、この中の多くの先生方は中学校の先生ということを付け加えさせていただきます。

原田委員　　教員業務支援員の配置のことですけども、趣旨はとてもよく分かります、ただですね例えば、新任の先生や経験の浅い先生方にとって、この 3 分類の 19 項目の経験が非常に大事なじゃないかというふうに思

いますが、キャリアを積ませるような、そんな施策はあるのでしょうか。

多紀教職員組合　昨年度、岡野小学校におきましては、新任の先生に対する加配が一つつきまして、新任先生に対するフォロー、新任の先生の持ち時間数を減らして、他の先生の授業見に行っていただくような加配を県のほうからつけていただきました。この中の 19 個の業務の中で、例えば 16 番の学習評価や成績処理、このあたりはやっぱり先生の職務であるところも大きいと思います。ですから全てを教育業務支援に入れるわけではなく、その中でその先生に応じた、学校としての全体としての業務を減らす、先輩の先生の業務が減ったならば、その先輩が空いた時間を新任指導の時間に充てることもできるかなと思います。その一人一人とも学校規模の中で、この教育業務支援員という方の活用は学校ごとに活用されているという現状があります。

原田委員　　大体分かりました。具体的に業務支援員さんというのは、例えば、定年、後の先生の再雇用の方が充てられるのか、どういう方がされているんでしょうか。実情をお聞かせください。

多紀教職員組合　今、本市で 5 名の方がいらっしゃるのですが 5 名の方がどういう方かっていうのは把握していません。今、味間小学校の場合は学校現場で働かれた方が早期に退職された方が担っていただいています。

大内副委員長　　要望のほうはよく分かりました。3 分類についてまたお聞きするんですけども、本当に先生の仕事は、多種多様かつ多忙だと思いますが、ＰＴＡがどんどん先生に仕事を振っていくというような体制もあるのかなと僕は思いますが、そういったところで線引きが必要と考えますが、その辺の体制もしていかないといけないのかなと思いますが、その辺り、何か線引き等はあるのでしょうか。

多紀教職員組合　ＰＴＡとの線引きっていうのは学校ごとでの関係性もありますので、一律にここまでがＰＴＡの仕事でというような、線を引きにくいところがあると思います。特に丹波篠山市では、古市小学校のほうでＰＴＡのほうが解散したということがありました。それぐらい学校とＰＴＡの関係性は学校それぞれかなというところがあります。古市小学校は、すごく学校と地域が一体になっている学校でＰＴＡがなくても学校が運営していけるだろうという中で発展的な解消という形で聞いております。それは学校とＰＴＡとの関係の中で学校運営協議会等

が入っていただいて、そこで学校ごとに決めていただくような形ですので、一律の線引きは難しいと思います。結局ＰＴＡの会長さんとかも新しいことをされてそれを引き継いでいく。だんだんと何か薄れてきて、何かその立ち上がったそのプロセスというものが無くなってきて先生に結局行っていると感じます。今後、打開策が必要とは感じています。

安井委員　　先生によっては、毎月学級通信出されている先生、一月に一回の先生、出さない先生等、ばらばらみたいですが、その辺りは管理職の権限で、例えば月１回にしなさいとか言うことはないのですか。

多紀教職員組合　学級通信は一例です。丹波篠山市では、月１回で決めましょうというふうに割と揃えているところが多いと思います私が芦屋市で教員をしていた時は、毎日学級通信を出していました。ただ丹波篠山市では、一律に月一回にしましょうということで揃えることがありました。
ただ例えば、日記を毎日出しましょう、毎日コメントを書きたい先生もい
ますし、そうでない先生もおられるので、教育内容に関してのとこなので、なかなかそこを管理職が日記は月１回だけですっていうことはないのが現状です。

向井委員長　　以上で要望と調査を終了します。

―　参考人　退席　―

■議員間討議

向井委員長　　ただ今議題となっております要望書の趣旨は、国に対して

1. 自治体が「3分類」をはじめとした働き方改革を実行するのに必要な財政措置を講じること。

2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2027 年度政府予算に係る国への意見書案

向井委員長　　総務文教常任委員会として、意見書を提出することに賛成の方

は挙手をお願いします。

― 挙手全員 ―

向井委員長　　意見書案の内容について御協議いただきたいと思います。

【意見書内容案　別紙参照】

向井委員長　　当委員会として、意見書の提案説明については、委員長に一任願いたいと思います。

― 異議なし ―

向井委員長　　以上で、要望等調査を終了します。

■日程第２　議案第 68 号、丹波篠山市職員等の旅費に関する条例

【主な説明】

企画総務部説明

【主な質疑内容】

安井委員　　利用しやすい規定に変わったなという印象を持っております。今までレンタカーとかが使用できなかったことが信じられないぐらいです。あと鉄道運賃で例えば急行とか特急料金の場合、指定席も使用可能になっていますね。その辺りのことをお尋ねします。

企画総務部　　お見込みのとおりで特急の指定席の料金につきましても、今回の改正によりまして支給対象とすることができます。

隅田委員　　良いことだと思いますが、改正に取りかかるのが他の市と比較し遅いと思いますが、なぜ遅れたのでしょうか。職員が文化庁に出向していて、地域手当を上げないといけないというような形で上げたことがあったと思うんですが、国をみれば令和７年４月１日に施行となっていますが、それを受けてすぐにすべきだったと思うんですが、認識なり見解なりを聞きたいと思います。

企画総務部　　兵庫県内の各市の改定状況といたしまして、市の約３割が令和７年４月から改正施行をしています。また、４割の市におきましては、令和

	8年4月から改正施行をされているというところです。今年度のスタート時点では、県内の市の7割が改正されておるというところです。 残りの3割につきましては、改正がされていないという状況です。そのうち、芦屋市、伊丹市、宍粟市につきましては、丹波篠山市と同様、この9月に改正をするというふうなところで把握しております。宿泊料の上昇につきましては、インバウンド等の影響もありますが、一方、物価高騰というところの影響も大きく出ているというふうに考えておりました。大阪関西万博後も宿泊料が下がらないというふうなところもございまして、やはりこのままでは職員の負担があるというところで、県内市の状況も見据えながら、改定に入らせていただいたというところでございます。
隅田委員	今回、他市の方と東京に行く機会がありまして、他市と比較して、宿泊費が低くなっておりまして、非常に疑問に思ったので聞かせていただきました。
野々村委員	先ほどの宿泊費の上限ですけども、今関西万博の話がありましたが、突発的にというのか、大きなイベントがあった場合に期間的に宿泊費が一つの都道府県で高騰する場合があろうかと思いますが、そのときは例外承認手続で、それは認めるということで理解してよろしいのでしょうか。
企画総務部	この上限規定につきましては国でも毎年見直しを予定されておりますので当市においてもそれに合わせて毎年見直しを予定いたしております。またイベント等で、その時期だけ急激に上がるということはありますので、それにつきましては、この特例で、上がった分につきましては実費のほうを支払うという形になっております。
野々村委員	質問した趣旨は、大きなイベントがあったときは上限額も変更されて、その例外承認手続を受けられるということで、今回の改正におかれては、非常に旅費の支給の細分化されている。 このことに対して、出納とか人事部門での確認事務検証が非常に細部にわたるので、研修をしていただかないといけないと思いますが、やはりシステムで間違いのないように、システム化をする必要があると思うんですが、そういうような検討状況、導入予定等について説明を求めます。
企画総務部	今回の旅費改正におきまして、かなり詳細な事務手続が市役所内でも発生してきます。この件につきましては、特に最終伝票審査をする

	会計課、あとは財政課もそうですが、職員研修といいますか旅費の請求から実際の支出に係る審査等におきましても、細かな形での研修あるいは説明をしていく必要があるというふうに考えております。もう1点、システム化につきましては、今回の条例改正もある意味ですね、国に準じた形では改正のほうをしておりまして、今後は市全体の事務処理についても、ＤＸ、システム化を進めていく中で、その一環として、この旅費の事務処理については、システム化が図れるよう、今後進めていきたいなというふうに考えております。
野々村委員	システム化の目標として、来年の4月1日から行うとか来年度中ぐらいには構築したいとか、一定の部長としての目標をお示ししていただければ安心するんですがいかがですか。
企画総務部	このシステム化につきましては、今年度から全体としてＤＸの取組をかなり進めてきている状況です。予算の関係もございますので、その辺のことも勘案しまして、できるだけ早い時期に、そこは進めていきたいというに考えております。
安井委員	この中にレンタカーがありますが、レンタカーって排気量とかグレードによって料金が変わります。これの場合、どのグレードのレンタカーまでは使用可能か、レンタカーの使用基準みたいなものはありますか。
企画総務部	レンタカーのグレードについては特に規定はございませんが、実情に応じて、選んで頂くというような形になっております。ただ旅行命令をしていただく際にはこのグレードでよいのかというのを旅行命令権者がチェックするという形になります。そこで余りにも高価なグレードの高いようなものにしていれば、下げるようにというふうに指示をするような形になろうかと思います。
安井委員	分かりましたあともう1点、マイカーで出張する場合が全く書かれていないんですけども、マイカーのほうが使うほうが便利な場合ってありますよね。その場合はどういうふうになるのですか。これは、例えばガソリン代と高速料金だけは払うとか、その辺りはどうなっていますか。
企画総務部	職員の出張につきましては基本的にはマイカーの出張というのは原則認めておりません。公用車と公共交通機関というような形になっております。規則のほうで、どうしても地域によっては公共交通機関が

ない場合につきましては、私用自動車の許可申請というのを申請し許可があった場合は、1キロ40円で、特例として乗ってもいいということを、規則のほうで定めております。

日程第３　議案第７４号　丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

【主な説明】

こども未来部説明

【主な質疑内容】

安井委員　　夏休み期間とそれ以外の月の料金の値上がり具合が大分違いますよね。夏休みの時に大幅に上がっている感じを受けて、もう少し値上げするのにも緩和策があってもよかったのかなと思いますが、夏休みの上げ方は、利用者を減らそうという意図はあるんでしょうか。

こども未来部　　この料金改定に伴うことで、利用者を増やしたり、減らしたりというような意図はございません。これまで丹波篠山市におきましては、夏休み期間と通常月と同じ料金を徴収させていただいております。ただ、他市の状況とか実際の運営にかかる経費を見ますと、単純に夏休み期間につきましては朝の7時30分から夕方6時30分まで、通常の学校のある日でありましたら学校が終わる時間から夕方6時半までということで、午前午後で考えますと、この開所にかかる時間というのが約2倍になっております。そういったところを反映させる形で、今回、設定をさせていただいております。

安井委員　　よく分かりますが、今までと比べたら大幅に夏休み期間が上がっているので、それで利用者が減るのではないかと思いますが、その辺りの考えはいかがですか。

こども未来部　　現在6000円が10000円になるということで、お考えの中でそういったところで利用を控えようというふうにお考えの方は、少数か分かりませんが想定はしております。ただ、この料金改定をもって、そういったことに、何か意図的に影響させようという思いはございません。純粋に時間的なものでの利用負担というのを一定配慮したようなもので積算をさせていただいております。

安井委員　　まだ利用者の方は、これだけ大幅に上がるっていうことは御存じな

いんですよね。まだ説明も何もされてないし、ただ、その辺の説明がどうなるかによって、利用者がどう思われるかというのは思います。私は今回もう少し段階的に上げたほうがよかったんじゃないかなという気がして仕方がないんです。一気に 6000 円から 10000 円に上げるっていうやり方ではなく、例えば、8000 円ぐらいにして、もう 2 年後ぐらいに 10000 円にするとか何かそういう緩和策みたいのは考えなかったのですか。

こども未来部　　この料金改定に当たりましては、いろいろと検討を重ねてきました。その中で、一つは姫路市が今年度、料金を改定されましたが、姫路市におきましては増額する半分を 1 年目、2 年目でマックスにするよう、段階を踏んで取組を進められていましたが、本市におきましては、長期休業期間料金につきましては、同額ということもございまして検討した結果、段階的な増額というのを取り入れることなく、この 1 年間で、この想定する料金体系に持っていくという考えで現在進めてきまして、今回それを案として提出をさせていただいているところです。

野々村委員　　先ほどの料金を決定したときに、保護者負担を考慮して 0.8 を掛けましたと

いうことでしたが、0.8 の根拠というのは、他市の状況平均値を見ながら、そ

の計算式に 0.8 を入れることで、他市の状況に近づいたから 0.8 を掛けたとい

のうように解してよろしいでしょうか。

こども未来部　　はい。そのとおりでございます。

野々村委員　　0.8 が急変緩和策のようにも見えるのですが、本来なら 0.8 掛ける必要がなかったのかなと思います。これは急変緩和策の 0.8 じゃないので、将来これを 1 にするというような考えは現在のところないと解してよろしいでしょうか。

こども未来部　　今回この改正につきましては、現状の経費を保護者の過大な負担とならない範囲での設定とさせていただいております。しかしながら、今後、引き続き人件費の上昇や運営費に係る経費の増加も見込まれます。直ちにということではないですが、改めて、この適正な価格とい

	うものにつきましては、何年後になるかは、そこまではまだ協議のほうは至っておりませんが、引き続き、こういった料金改定については、検討して、0.8 掛けをなくす、また、そういったことも除いて改めて新しい計算、考え方に基づいて検討していくということでしておりますが、今現状ではこの 0.8 をなくしてというふうな、考えには至っておりません。
野々村委員	もう一度整理させていただくと、他市の金額に近づけるために 0.8 を掛けたという意味で理解してよろしいでしょうか。
こども未来部	はい、そのとおりでございます。
野々村委員	お 1 人だったらこういうことになるんですが、私の近所で 4 人子どもさんがおられるところがございます。その辺の軽減策について説明をお願いします。
こども未来部	今、この利用料の減免というものにつきましては、施行規則で明記しております。一つは、生活保護の規定により保護を受けている世帯の方、この方につきましては、全額免除ということになっております。それから、児童扶養手当を支給されている世帯につきましては、利用料の 2 分の 1 相当を減額するということになっております。そして、先ほどおっしゃられました、2 人以上の児童を児童クラブに入所されるときには、うち 1 人を除き、そのほかの兄弟の方については、利用料を 2 分の 1 にするということで、現在のところ軽減措置を講じております。
野々村委員	今こども未来部に御答弁頂いたのは私も資料手元に持っとるんですが議事録につきちゃんと記録を残していただいて、今後これを改定するときに、今先ほど私申し上げたように、近所で 4 人子どもがおいでになるところに、そこについてはもう急激に増えますので、もう一瞬で家庭の財政が破綻するようなことにつながりますので、その辺のことを丁寧にそういう負担増えるんだけど、そういうような軽減策もきちんとありますよということもお示し頂いたほうがいいのではないかと思います。それと適正な運営のために値上げというようなことも、先ほど説明頂いたので、現場で働く方々の処遇間改善や児童クラブが行われているメニューがさらに充実や単に人件費が上がった物価が上がっただけじゃなしに、運営の適正化というようなことも言われましたのでそういうような、利用者にとってもメリットになるような料金

	改定になるようにお願いしたいと思います。
隅田委員	料金改定の件ではないのですが、各児童クラブの運営状況なり、スタッフの採用状況を必要なスタッフは採用できているのか説明お願いしたいと思います。
こども未来部	スタッフの関係ですが、今年度につきましては、全員、予定どおり、配置がすることができております。特に夏休みの利用に対して、1日11時間の配置をしなければならないとことになっておりますが、そういったところにつきましても高校生の方や大学生でこちら戻っておられる方、そういった方に声かけをさしていただいて、今のところ、大きな事故なく滞りなくこの8月末を迎えることができました。
原田委員	最初の資料だけですと、この値上げの根拠はあんまり分からへんなという感じがしたのですが、算定方法、積算根拠を見ると、少しはなるほどというふうに思ったのですが、私、ふと思いましたが、この放課後児童健全育成事業の総額って幾らですか。例えば1番最後のところで効果額の説明も頂きましたが、いわゆるその受益者負担の率って総額のうちの何割ぐらいなんかなというふうにふと感じたもんですから、その辺の他市との比較の中で、この金額の算定の基礎もあってもいいのかなと思いました。その辺は根拠にすべきじゃないんでしょうか。
こども未来部	令和7年度の決算で申し上げますと、この運営に係る総額が、約2億8900万円ということになっております。その内、利用料として収入を得ておりますのが、4200万円程度となっておりまして、15%弱を占めております。他市の決算状況内訳というのは把握していませんが、追加説明資料にもございます利用料金の表からいきますと、同じような、金額を設定されておりますので、国県からの補助率、補助金というのは、全国統一になっておりますので、概ねこのあたりのところで他市のほうも進んでいる状況かなということは推測できます。
原田委員	大体分かりました。あとですね積算根拠の中で1月だけ、開所日数が少ないという計算の根拠をもとに値下げになっていますが、これあんまり意味がないように思うのですけどいかがですか。
こども未来部	原田委員おっしゃられるように、9番と15番が減額ということになっております。今回この改正に伴う計算式というのは、ここに掲げて

	おりますとおりで、令和4年度からの5年間の平均の開所日数を掛けたものになっておりますが、現行の料金の積算に当たりましては、12月、1月の料金の設定につきましては、土曜を含む通常月8400円の6分の1という計算式でなっております。これは、この12月、1月については、非常に開所日数が少ないということで、計算方法としたら、通常時の6分の1を掛けた額ということで計算をしていますが、今回につきましては、全て統一した算定方法にしていきたいと考えまして、全てを1日単価で掛けた積算方法に全てを統一させていただきました。
安井委員	平成21年からずっと値上げしてこなかったので、今回、場合によってはすごく大幅に値上げになった部分もあるということで、やっぱこういうことは数年単位ぐらいで、料金を見直していくというふうにしていかないと20年近く、何も変わってなかったわけですよね。だから定期的に見直すというふうにしないと、今回のように大幅に上がったりするっていうのが好ましくない、今回のこのやり方は僕はやっぱり、最初に言ったように緩和措置をするとか何かしないと、一挙に6000円から10000円とかいうのはよくないと思いますね。僕はこれにはちょっと賛成しかねる気持ちを持っております。
野々村委員	値上げ原因は人件費と物価高というようなお話だったと思いますが、人件費 の上昇率っていうものとか、物価がどのように上がったのかという説明をされたほうが根拠としてよいのではないでしょうか。特に財政の持続的発展に向けた取り組みの提案でも急激に変えていますし、県の財政が圧迫しているのも、そういうような物価高の金利の上昇をしておりますので、その辺のような根拠は示されませんか。
こども未来部	児童クラブの職員の給与の推移につきまして御説明をさせていただきます。まず平成21年度支援員につきましては、当時、非常勤嘱託員という位置づけになっておりまして、支援員の月額給与が15万円となっております。年間でいきますと180万円というものになっております。それが、令和5年度、令和6年度であったり非常勤嘱託員から会計年度任用職員になったことによって、手当の支給等が発生したこともあり、令和7年度の支援員の月額単価が18万7350円。そしてこれで年間の給与といたしましたら、224万8200円となります。それに加

	えて、期末手当が 48 万 2519 円。勤勉手当が 40 万 6081 円。地域手当が 4 万 4964 円となりましてこれを合計すると、318 万 1764 円ということになりまして、平成 21 年のこの条例の当初からいきますと、180 万であったものが 318 万 1764 円ということになったという実態でございます。
野々村委員	説明ありがとうございましたただ、賃金カーブというのは、細かく 料金改定を行っておったとしても、賃金のカーブが上がり出したのは、令和の 3 年とか 4 年から、上がっているのとだとしたらですね均等に正比例であったとしたら、5 年ごとに改定したらそれは 1 番合うんでしょうけども、そうじゃなしに、ここ数年の間に急に上がったというような、御説明を頂かないと、非常に改定の時期が、もっと頻繁にあったほうが正しいということになろうかと思いますが、例えば令和 7 年の例をおっしゃいましたが、令和 4 年とか 3 年の例があったら、それまでは余り平成 21 年から変わらなかったのに、急激に上がってきたんだとそれに、できるだけ利用者サービスの方へ観点から頑張ってきたんだけどもそれに対応し切れなくなった状態であるというような御説明がないと我々も理解に苦しむところですが、いかがですか。
こども未来部	令和 5 年度の年収で 234 万 2986 円。これが令和 5 年度になりまして、期末手当が増え、その後期末・勤勉手当や地域手当が増え、あと給与の値上げというものが、特に 6 年 7 年には大きく影響しております。そういった中では今、野々村委員おっしゃられましたように、ここ数年の上がり幅というのが非常に大きくなっている現状でございます。
野々村委員	今の令和 5 年の年収のお話を頂いて、一定程度理解できました。
向井委員長	先ほどから野々村委員も言われた支出と収入に対して、支出が増えているから、収入も増やし増やさないとやっていけませんよということで、先日の決算の監査代表監査からの報告にも、一般財源の負担をできるだけ減らしていけるように工夫してくださいというような、監査委員からの意見もあったんですけれども、この事業において、今原田委員言われました利用者負担は約 15%、国県からの補助が、大体何%で、一般財源がどれぐらい、野々村議員が言われたみたいに、ここ数年の急激な人件費の高騰により、一般財源からの補填が多くなっているんじゃないかなと思うんですけれども、現在、大体比率どれぐらい

なんでしょうか。

こども未来部　令和7年度の決算ベースで申し上げます。まず、令和7年度総額は、2億8948万6550円となっておりまして、そのうちの国の負担が25.7%になっております。県が22.7%、保護者の利用料収入が14.5%、それ以外が市の負担ということになっておりまして、37.1%、という状況が令和7年度のものになります。

向井委員長　国県より市の負担のほうが大きいというのと、今先ほど野々村委員言われましたが、一家庭平均で2人とか3人とか子どもがおられると仮定して、1世帯に1年間どれぐらい負担が増えるという試算をされていますか。

こども未来部　今回単純にですが、通年利用の月から金曜日の利用の方でありましたら、6000円が7000円になりますので、負担増といたしましたら、8月を除く11か月分になりますので、1万1000円が増になります。あと8月も通常に利用されるとなれば、6000円であったものが10000円になりますのでプラス4000円ということになりますので、1万5000円となります。1人、当たり、通年利用で月から金の利用の方についてはそのような試算になります。

向井委員長　そしたら、1人当たり1世帯当たり1人やったら1万5000円で2人目からは半額なので、2人で2万2500円。3人で30000円の負担増という事ですね。

こども未来部　そのとおりです。

向井委員長　委員からの質疑で、今回の値上げに至った経緯とか根拠とか、本当に当局におかれても、苦渋の決断ではなかったのかなと思います。やはり今年度から給食無償化とか、丹波篠山市が子育て1番条例も持っているので、子育てには手厚い市として施策掲げていますから、その中で、児童クラブの保護者の負担を上げるっていうのはすごく心苦しい条例改正じゃないかなあと思って、それだけ重い今回の審査だと思っています。今回その根拠とかは分かったんですけども、私は最後に一つその気になっているのは、例えば介護保険とかいわゆる国保とかであれば所得に応じての負担があるのですが、今さっき言われました独り親家庭とか生活保護とかとか、2人以上の世帯に関しては、軽減措置があるけれども、この児童クラブに関しては、年収1000万の人で

も年収 300 万の人でも、負担は同じだけ子育て世代にのしかかってくる。そしたら、1000 万収入ある人と 300 万しか収入ない人にしたら、やはりその収入のない人にとっては大きな負担だと思うので、その辺りどのようにお考えでしょう。

こども未来部　減免につきましては、施行規則で定めています。現在、収入による料金の設定というのはしておりませんので、今この減免に対象外の方につきましては、一律になります。

向井委員長　今後、所得に対する利用料の減免っていうのは検討される可能性はありますか。

こども未来部　料金の別の設定の仕方というのは今のところ検討には至ってない状況でございます。

向井委員長　例えば先ほど言った介護保険制度が、国保制度であれば、所得に応じて介護保険であれば通常は 2 割負担だけれども、高額の方は 3 割負担であるというように段階別にしてあるので、少し共働きで、本当に高収入の世代と独り親でシングルで必死で働いて年収 300 万円は本当にそれが公平であるのかなっていう疑問が私はあるので、何かそういう所得に応じた負担を考えていただけたらなと思いまうす。意見です。

安井委員　向井委員長が言われたように、そういう所得とかによって利用料が変わるような、他市の事例は全くないのですか。

こども未来部　他市の状況を調べさせていただいたところ、料金については、この丹波篠山市と同じくで、特に所得によって金額が設定されているというところはありませんでした。

日程第４　議案第７５号　丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【主な説明】

こども未来部説明

【主な質疑内容】

野々村委員　追加資料を頂いているものについては、こども家庭庁がつくられた

分ですよ

ね。市として指導する部分や関わる部分はどの部分になりますか、その辺の説明を求めます。

こども未来部　市の関わりといたしましては、先ほどもございましたが市役所の総務課や教育総務課のほうで犯罪事実確認を行うことになります。また、管理する部署として、採用試験の際には誓約書等により犯罪事実を確認する旨や職員に対する研修が義務づけられることになります。このことは、こども誰でも通園制度の職員以外にも、子どもに関する業務をする者に対して関わってくるものになります。

野々村委員　そうなると市が直営で雇用関係にあるとか、指定管理制度だけであって、一般の市内事業者、市の関係で関わりがある部分はないということですか。

こども未来部　このこども誰でも通園制度で申しますと「まめっこ」が該当します。そういったところにつきましては、事業者のほうで、性犯罪の前科の有無を直接国のほうに確認するということになりますので、そういった情報がこちらに来るということであったり、こちらから何かをしなければならないというものはございません。

野々村委員　民間事業者さんは上位法律に基づいて、このことについて取組なさい、取り組んでくださいよというような周知について、市のほうの関わりというのは全くないというように理解してよろしいですか。

こども未来部　こどもを誰でも通園制度につきましては、今回義務となる事業になりますので、そういったものにつきましてはこども家庭庁から周知を願うという旨の通知がこちらにございましたので、市こちらのほうから直接その事業者のほうにも取り組むように通知をさせていただいております。

野々村委員　今御答弁頂きましたように、市のほうについても、こども誰でも通園制度のように、市の関わりのある部分については、こども家庭庁からの通知に従って措置周知に努めるというような要請があるならばそれはきちんと進めていただきたいと思います。一般のほかの関係するような民間施設に対して実施が、そういうような努力義務みたいなものは示されておりませんか。

こども未来部　　今回、関係課のほうで周知を願うという旨はありますが、努力義務とか、そういったものでの通達ではございませんでした。

野々村委員　　分かりました。こども家庭庁からの要請等を細かくチェックしていただきまして、そういうようなことに漏れ落ちのないように御配慮頂きたいと思います。

日程第５　議案第８１号　丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの指定管理者の指定について

【主な説明】

こども未来部説明

【主な質疑内容】

安井委員　　この指定管理料には水道光熱費は入ってるんですか。

こども未来部　　指定管理料の中には光熱水費等も含まれております。

隅田委員　　基本的に、1 日や週間のスケジュールはどうなっていますか。あと利用している園児の数がどのぐらいなのか、利用する園児さんたちが費用払う必要があるのかないのか説明願います。

こども未来部　　主な 1 日のスケジュールとしては、特にイベント等がない日につきましては、令和 8 年度現在でいうと、9 時 30 分から 15 時 30 分までプレイルームを開所しておりまして、自由に未就学のお子さんがお母様と一緒に遊ばすことができる場となっております。その中で、保護者の育児相談や子育てに関するアドバイス等を随時行っているという状況です。先ほど追加資料でお配りさせてもらったイベント実施年間計画というのがありまして、里地里山問題研究所さんのほうでは、多様な子育て支援事業を企画、実施していただいておりまして、毎週二、三回はイベントが行われているような状況です。毎日プレイルームだけというような状況ではございません。利用者数については、令和 7 年度の利用者数、プレイルームだけの利用者数は年間で 2407 人、イベント等の参加者数は 3087 人、この両方の数字は重複した数字も含まれておりますが、それだけの利用者さんが利用されています。費用の有無ですが、プレープレイルームの利用や園庭の利用については無料で

	利用することができます。週に3回イベントが実施されているということをお伝えしたのですけど、イベントの種類によっては実費負担のようなものがかかってくるものがあります。費用負担については貸し館業務を行っておりまして、貸し館を利用する際には、貸館に設定されている部屋が3部屋あるのですけど午前中であれば400円、午後であれば600円っていうものが、貸し館を利用する際にはかかってきます。ただプレイルームでただ遊んだりするだけであれば費用は掛かりません。
こども未来部	例を申し上げると大人のヨガ教室でありましたら､参加費として500円を徴収するような計画をされております。あと、希望者のみにヨガマットを100円で提供したりということで、そういったものでそれぞれの事業によっては300円を徴収したり、ツキイチ勉強会やつながルーム、こういったものについては無料というものもありまして、指定管理者で考えて組まれているという状況になっております。
隅田委員	一つは指定管理料の金額の設定根拠と、例えばそういうイベント等を開いて500円なり200円なり徴収された。収支報告書というか、そういうのは作成されて把握されておるのかどうか。その辺りどうでしょうか。
こども未来部	指定管理料の積算については、基本的に令和8年度の予算をベースに、指定管理料のほうは設置させていただきました。ただ、令和6年度末の監査のほうで、里地里山問題研究所にお支払いしている子育て支援拠点事業補助金について指摘がありましたので、そこについては改善した金額で積算をして指定管理料のほうを積算しておりますので、基本的には令和8年度予算ベースで、補助金の額については監査で指摘されたものを削減した金額になっています。単純に令和8年度の予算と指定管理料を比較すると、60万円ほどの減額となっている金額で指定管理料のほうを設定しております。
隅田委員	単純に違った見方をすれば、市の持ち物をある団体が借りて、指定管理料まで頂いて自分たちの好きなことをやっている。市として管理できていない。そこには一般の人が自由に参加しやすいのか。それともグループの人たちに近い人でないと参加しづらいというところがあるのか。その辺りが、ちょっと不明確なような気がしますが、本当適正に管理運営されて評価できるというレベルなんでしょうかね。

こども未来部	指定管理制度の趣旨が民間のノウハウを活用して、施設を有効活用していこうという趣旨であります。今回の指定管理施設となりましたおとわの森子育てママフィールドについては、設置管理条例で、子育て支援施設として位置づけられております。 これをどう有効活用していくかという中で、これまで里地里山問題研究所さんのほうで、旧味間こども園音羽の森が閉園した際に、跡地活用どうしていこうかという中で提案頂いて、子育て支援事業を様々にされてきているんですけど、先ほどお伝えしたように、年間でいうと、たくさんの方に利用頂いて、様々な子育て支援事業を実施していただいております。また、今回指定管理所者の選定に当たっては、検討会というものを設置して、市内の保護者代表という方で、2歳児のお子さんがいるお母様も委員として参加されておりますが、このお母様については娘さんが共働きではないので保育園に入れないということで、日々の子育てを毎日お子さんと2人きりで、向き合っていくっていうのはしんどい中で、こういう子育て支援拠点施設を活用していて、こういう施設はありがたいというような言葉は頂いておりますので、今ある子育て支援施設を活用して、さらによりよいもので指定管理制度というものをやりながら、たくさんの方に利用していただくことは、市の子育て支援事業として公益性のある事業等ですので、委員の指摘していただいた事項には当たらないのかなあと思っております。また利用しにくい状況があるかどうかについては、先ほどお伝えしたのですが、たくさんの方が利用されているということ、また、様々な事業を実施しておりまして、例えば一つの事業だけを実施しているっていうことであればなかなか参加しづらいっていうこともあるかなと思うんですけど、たくさんの事業をされているので、何かしら取っかかれるものがあるという意味では間口は開かれている施設になっているのかなと認識しております。
原田委員	管理運営に係る収支予算書について少しお伺いしたいと思います。指定管理候補者検討委員会の中でも出された資料で、これに基づいて検討さを頂いておると思いますが、その中ですね費用対効果の観点等から国は効率的な管理運営に向けた取組ができるということで、10点中8点配点されたんですけど、この収支予算書を見させてもらうとで、今までから検討した検討内容の中で、人件費や物価高騰いうのは必ず出てきたフレーズだと思いますが、13年度まで全く昇給もありませんし、経費についても増えないという前提のもとに5年間の収支を組んであって、普通に見たらこれ見込みが甘いとしか言えんのですけども、

	これを見て、効果的、効率的のようなことを本当に検討されたんでしょうか。
こども未来部	人件費については、この収支予算書の中では650万で積算されております。こちらが指定管理料を積算する際にも、人件費のほうを積算しているんですが、その積算根拠は、同職種である、ふれあいセンターの職員の先生の時間当たりの単価にここの開館時間に日数を乗じて積算しております。その積算は市の積算は580万でした。ただ、市の積算では施設の清掃管理や音羽の森広場というところの草木の除草作業っていうものは委託で積算していたんですが、そちらのほうも里地里山問題研究所さんが御自身でされるっていう収支予算書ではなっておりますので、その委託料も人件費に含めるとすれば、市の積算とおおむね同じ金額となっております。5年間人件費が増加していないという御指摘ですが、こちらの職員さんについては、基本的に専任職員2人、非常勤職員2人っていうふうな配置で計算されておりまして、専任職員さんの勤務時間についても、市の職員と同じように8時間フルタイムでというような勤務体制にはなっておりませんので、そういった点もあって昇給の計算にはなっていないものと事務局としては認識しております。
原田委員	事務所経費は物価高騰やインフレの時代にも入っていますが積算根拠としてこのままでよいのか。この収支予算書の提出資料としては、この程度の内容でよいという認識でいいですか。
こども未来部	今回、この子育て支援拠点施設となるおとわの森子育てママフィールドの指定管理の公募をさせていただきました。その中で、この里地里山問題研究所として、事業所としての提案内容になりますので、その事業所のいろいろな工夫がなされて、この提案を頂いたものというふうに認識しておりますので、この内容の指定管理料で、5年間、運営するという説明のほうも受けておりますので、提案のとおりこちらとしては受け止めております。
野々村委員	確かこども誰でも通園制度に協力するというような意思表示があったと思いますが、現在どのぐらいの頻度でどういうようなお預かりをされているのか教えていただけますか。
こども未来部	まめっこという名前でこども誰でも通園制度を4月から実施していただいております。利用者数としましては、4月の開所当初でしたの

	で少ないんですが、延べ人数で 21 人、実人数で 14 人、5 月が延べ人数で 42 人、実人数で 26 人、6 月が延べ人数 58 人、実人数 31 人。7 月が延べ人数 98 人、実人数 40 人で、8 月が延べ人数 51 人、実人数 25 人でした。8 月は実施の日数が 3 日間で少なかったので下がってはいるが、7 月あたりからもう申込みの予約枠全て埋まるような状況で実施していただいております。
野々村委員	それでは誰でも通園制度は順調な運営をしていただいておるということでよろしいですね。指定管理の場所で同じところでこれをされて、多角的な経営を行う中で先ほど私も収支予算書見て、人件費が全部同じなっていうのは、そういうような概算というイメージでくくっているという部分があるならばほかの部分で、いろんな事業を多角的に経営する中で、収支を合わされているというようなことも少し見えるのかなと思います。特に里地里山問題研究所の方に指定管理を受けていただきますと、そういうようなノウハウを受けて、子どもたちが聞いとか里山とか前も音羽の森がございますので、そういうようなところで、自然と触れ合うというような形でいろんなイベントをしていただくというメリットはあろうかと思いますが、今回の指定管理の募集に当たって、一社しか応募がなかったということについて、どのように評価されておりますでしょうか。
こども未来部	指定管理の募集につきましては、募集マニュアルに基づきまして、市のホームページで公募を行いました。篠山チルドレンズミュージアムも、昨年度、公募させていただいた結果、1 社ということになっておりまして、多くのところから、申込を頂いてその中から選定できればというものはありますが、現状 1 社のみということになりました。
野々村委員	里地里山研究所さんこの場所も、何回か行かしていただいて、通園制度のときにも訪問して、職員の皆様とお話しして、非常に熱意を持って前向きに取り組んで頂け頂いているというように評価するのですが、やはり基本原則の考え方を申し上げますと、競争原理が働いていないと指定管理料の削減やサービスの質を高めるといったような比較検討機能が非常に難しくなるので、やはり競争原理が働く必要であろうかなというようなことも考えますと、試算や予定する金額が極端に悪いとかいうようなこともないかというチェックも必要かと思います。それと、同じ事業所が引き続いて、そこで事業を展開していただくとなると、ある偏ったその人たちだけに居心地がいいこれはちょっ

	と失礼な言い方で申し訳ないですが、ある一定の方々だけに評価が高いというようなことに偏らないかというような危惧もするところです。何が言いかた言いたいかというと、やはり行政が5年でそこの指定管理をお願いするのですから、お願いするほうにも責任がありますので、ただ単に指定管理の検討会へ1人入っていただくのではなく、やはりモニタリング調査っていうのを、何年間に1回、プレールームが年間2400人を超える方がお使いであったり、イベントも3000人を超える方が利用されているのであればそれの評価を、ここの事業所にお願いするのではなしに、市が抜き打ちか何かでやって個々のイベントについて皆さんはどういうような評価をされていますかというのは、やはり市の責務としやることが、この指定管理を受けた方々も、その結果非常に高い評価であれば、我々もやっていたことは間違いないというように思っていただけるでしょうし、サービスの改善にもなると思いますが、そういうような調査とかをなされるお考えはないでしょうか。
こども未来部	モニタリングにつきましては、毎年実施をしていくことになっております。おとわの森子育てママフィールドが指定管理施設として今回初めて運営することになりますので、把握をしながら、評価をしていきたいと考えます。
安井委員	補助金は幾らですか。
こども未来部	令和7年度の実績でいきますと、この子育て支援拠点事業ということで事業経費としては815万円の補助金をお渡ししておりました。そして、令和7年度トータルでは1067万2173円、先ほどの、補助金以外に、電気水道代であったり、インターネットの通信料であったり、あと清掃業務の委託料等全ての施設運営費を含めますと、1000万円を超える経費となっております。
安井委員	今の話聞いていると、今回976万7000円には水道光熱費は、入っているということでしたので、厳しいなという感じを受けますが。あともう一つ、建物の修理とかはいくらまでは向こう持ちで、いくらから市が負担とかいうのはどうなっていますか。
こども未来部	20万円までが指定管理者の負担で20万円以上のものについては市の負担という決まりになっております。

向井委員長	この指定管理の場所ですが、この資料入れてもらっております平面図がありますが、現在子育て支援で使われている場所があります。それ以外の場所もあるのではないかなと里地里山問題研究所さんの事務所であるとか、また誰でも通園制度であるとか、またこの敷地も結構広いと思うんですけども、今回の指定管理はこれ全てということでよろしいか。
こども未来部	御指摘のとおり、ここの施設全ての管理が指定管理業務に含まれております。
向井委員長	そういう子育て支援をやっている事業以外も全て、このＮＰＯが管理するという考えでよかったですか。
こども未来部	そのとおりです。
野々村委員	この下の駐車場は指定管理のエリアから抜けるということで解したらよろしいですか。
こども未来部	ここの平面図には入ってないのですけど駐車場の管理についても指定管理業務の中に含まれております。
野々村委員	この図面に入ってない区域もあるということですね。だから駐車場で穴ぼこがあいたりして、軽微な 20 万円以下の砕石を入れたりするようなことを、草刈りをしていただいたりするということも、指定管理料の中に入ってると。それとほかの事業も、指定管理の中でということではというような御答弁あったと思いますが、誰でも通園制度と自由事業については別枠という形で、考えたらいいでしょうかそうすると指定管理をしているところで、誰でも通園制度の事業を実施されるならば、その施設使用料に対する考え方はどういうように理解したらよろしいですか。
こども未来部	こども誰でも、通園制度は指定管理業務とは別の自主事業として実施していただくことになります。こども誰でも通園制度については平面図の上にありますキラリ棟のほうで実施していただくことになりますが、ここの利用料については、貸し館として設定されておらず、利用料の設定ないこと、また子育て支援施設として実施していただくことで、目的外使用でもないことから、条例上行政財産使用料の対象とはならないので、使用料は発生しないんですが、ここのきらり棟は、もともと保育園の跡地活用ということで、それを生かした施設活用で

あることや市の保育ニーズの状況に照らして、公益性の高い事業、実施していただいているということに照らせば妥当なことかなと判断しております。

野々村委員　　指定管理の中のエリアの中で建物とか跡地を使用しようになるんですが自主事業としてこれは認定されている。ですからその中で、こども誰でも通園制度に関する補助金等は別枠で受けていただいてそこで別の決算が発生するという理解でよろしいですね。

こども未来部　　そのとおりでございます。

安井委員　　すいませんおとわの森の駐車場の桜の木の剪定が 15 万 4000 円とこの補正予算で出ていますけども、来年度以降は 15 万 4000 円から 20 万以下ということで、向こうでやってもらえるということですよね。

こども未来部　　剪定は久しく行っていない作業のため、今回実施をしますと、剪定作業はなくなるかなとは考えておりますが、害虫の駆除等につきましては、業務の内容の中に組み込んでおりますので、実施をしていただくということになります。

日程第６　議案第７６号　丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【主な説明】

こども未来部説明

【主な質疑内容】

安井委員　　説明資料の 2 ページ目に、事業の種類としてＡ型Ｂ型Ｃ型と書いてありますが、Ａ型の説明が書いてあるんですけども、Ｂ型Ｃ型についてはどこにも説明がないんですが説明をお願いします。

こども未来部　　御質問のＢ型Ｃ型について御説明を申し上げます。小規模保育事業のＡ型~~方~~については、全員保育士というのが基本になりますが、Ｂ型につきましては、半数以上が保育士となっております。Ｃ型につきましては、6 人から 10 人の定員というふうにこちらについては定員数が少ないという規定になってございます。全員保育士で 6 人から 19 人、Ｂ型については半数以上が保育士、Ｃ型については、6 人から 10 人と

	いうような規定の違いがございます。
安井委員	こういうのって、やっぱり説明資料にちゃんと書いとくべきじゃないですか。
こども未来部	説明資料の説明が不足しており、大変申し訳ございません。今後については改めるようにいたします。
野々村委員	現状において市内には小規模保育事業を実施している事業所はありませんというような記載はされておるんですが、今後の需要の見込みとか、相談を受けておられるのならその状況と教えていただければありがたいと思います。
こども未来部	御質問の小規模保育事業の今後の見込みでございますけれども、御存じのように、市内のそれこそ小規模保育事業が対象となるような、満3歳未満児については、保留の児童さんが発生しておりまして、保育士の雇用が追いつかないことから、受入れができない状況が続いております。これを受けまして、現在、市内の一部の事業者さんから、小規模保育事業を、定員12名程度で実施をしたいというような御相談がございまして相談をさせていただいているところでございます。実際に開設しますということになった場合には~~本~~条例の基準に基づきまして、市が認可をするというのが小規模保育事業でございますので、こういった相談を今現在させていただいているところでございます。
野々村委員	分かりました。そういうような検討されている。だからそこのほうの事業のほうが事業展開しやすいというような見方もできるのではないかと、そういうような事業を展開された小規模保育にどういうようないろいろな問題起こってくるかということも想像していただきたいと思います。人数が少ないところだと、幼稚園や保育施設については、建物が小さくていいとか、庭がそんなに大きくなくても小規模を対象にやれるならば、それで満たす可能性があるんですが、やはり近隣の公園へ連れていってそこで遊ばすとか、そういうようなことも恐らく発生してくるのではないかなと。そういうようなことについて市としても今後注視していただいて、近隣の皆様等とトラブル等がないような御配慮を頂きたいと思います。
隅田委員	2ページの表のところで、旧国家戦略特区特別区域小規模保育事業が全国展開されたものと書いてあります。どのあたりが戦略特区に認

定されて、このような事業が行われ、それがどういう理由でもって全国に展開するとなったのか。ちょっと流れが分かればちょっと教えてほしいなと思います。

こども未来部　お尋ねの特区における実施でございますが、今手元にですね特区がどの地域というのが資料ございませんので、あくまで概略の説明にはなりますけれども、この国家戦略特別区域法によって小規模保育を、大きい年で満3歳以上でもやるというふうになった流れでございますけれども、これについては、全国的には、特に都市部においては、児童の減少が保育、特に私立の保育施設の運営に大きく影響しているようでございまして、当施設の定員にあきがある状態で運営をしますと、雇用の確保、継続ができないというようなことがございまして、私立の保育施設の運営が非常に困窮してきているというような状況がございまして、これも先ほど子育て企画課の中でありましたこども誰でも通園制度のように、既存の保育環境や施設を活用した事業を、特に民間立の施設の有効活用ということが主な狙いというふうに考えてございます。このうちですね小規模保育事業が19人までの事業になるんですけれども、満3歳であれば15人の子どもに対して1人の保育士というのが基準でございますので、満3歳であればある程度、効率的な運営ができるんですけども4歳児5歳児を預かりますと、新しい基準でも25人に1人の保育士で済むところを、子どもさんが19人までしか預かれないってことになります。そういった不利な運営をされるところは少ないと思っております。つまり、小規模保育であっても3歳のみを受け入れるところが多いではないかというふうに想像しているところでございます。

日程第７　議案第７７号　丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【主な説明】

こども未来部説明

【主な質疑内容】

隅田委員　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士またあと大学で心理学を学んだ者というような形になっておりましてこれだけ見たら、保育士より

もこちらのほうが資格取得するのは難しいんじゃないかというような気がしないでもないんですが、例えば学校の先生の資格持っておるような人は理学療法士等には入らないんですかね。

こども未来部　今回の改正につきましては、理学療法士等ということで保育所におきまして、身体的な支援を必要とするような園児、あるいは発達支援が必要な園児等に対して心理担当職員を置くというような、そういう措置をとっている大きな保育園やこども園が対象というように考えられますが、近隣ではこのような雇用はないですし、市内にももちろん雇用はございませんので、先ほどお尋ねの教員等の免許を有する方がこういった資格というものは持ち合わせないということになりますので、この保育士とみなす規定からは省かれることになります。

日程第８　議案第７８号　丹波篠山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例

【主な説明】

こども未来部説明

【主な質疑内容】

安井委員　選定経過はよく分かりました。あと定員が 115 人ということですけども、何歳児が何人とかいうのは分かりますか。

こども未来部　新たなこども園の定員でございますが、0 歳児が 9 名、1 歳児が 13 名、2 歳児が 20 名、3 歳児が 23 名、4 歳児が 25 名、5 歳児が 25 名の計 115 名でございます。

安井委員　はい、分かりました。

野々村委員　今の御説明だと、開園したときに定数に達するという理解でよろしいでしょ

うか。

こども未来部　入所園児数の見込みでございますけれども、現在のかやのみ幼稚園の在園者と今後その年齢に達する園児数、あるいは、城東保育園に現在通っている園児数等から勘案しまして、約 70 名程度の入所になろうかというふうに試算をしているところでございます。

安井委員　　115 人の内訳は、これは計画だということですね、計画に対して、現在の近隣の幼稚園とか全部合わせると 70 人ということで余裕が発生すると、ほかの園からも回せるということなんですが、少子化が進むので、その辺の定員が本当に施設整備を行ったときに適正な人数だったのか、今の保育園用地等を統合することによって、どのくらいの人員削減とか、コストの圧縮、建築費とかそういうのを全部償却とか別にして、単純に人的にどのぐらいに削減できる計画なのか。

こども未来部　　今回の議案第 78 号でお願いしております。御提案しております認定こども園と、この後 79 号で御説明予定の幼稚園の統合関係とあわせまして御説明いたします。かやのみ認定こども園の開設に当たりましては、養護教諭の設置等、新たにする予定でございます。あわせて、現在城東保育園におきましては、園長以下ゼロ歳児から 3 歳児のクラスがございますので、人数的にはほぼ変わらないということになり、かやのみ幼稚園につきましても現在 4 歳児 5 歳児それぞれに担任がおります。別途、支援が必要なお子様には、加配の支援員がついておりますが、こういったところを踏まえて、その部分では増になりますが、あわせてしろたきクラブの運営をしておりましてそこで指導補助員等が、4 名ないし 5 名ございますので、この分について多少減員になりますので差引きすると、2 名ほどの減になろうかというふうに考えております。この後の議案にはなってくるのですけれども幼稚園 3 園統合につきましては、現在、幼稚園教諭、篠山幼稚園のみ、2 学年で 1 クラス人数が少ないので、そういった複式というようなことになっておりますので、担任が 5 名と支援員が 4 名ほどおりますが、これについては、統合園になりますので、クラスが二つで担任 2 名で、支援員は各学年に 1 人ずつの計 4 名ということになりますので、幼稚園単体で見ると 5 名の減ということになろうかというふうに試算をしております。

日程第９　　議案第７９号　丹波篠山市立幼稚園設置条例及び丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【主な説明】

こども未来部説明

【主な質疑内容】

安井委員　　篠山幼稚園の 4 歳児、5 歳児それぞれの定員は幾らになるんですか。

こども未来部　　幼稚園につきましては、担任の数の規定がございまして 30 人の児童に対して 1 人というふうになってございますので、保育室の広さ等も勘案しまして、それぞれ 30 名を定員とする予定でございます。

安井委員　　実際、来年の 4 月に何人ぐらい、4 歳と 5 歳が入園される予定ですか。

こども未来部　　合計で 30 名を入園予定と考えております現在、令和 8 年度の在籍は 27 名でございます。

安井委員　　了解です。

野々村委員　　3 園を統合されることによって、通園距離がのみ延びます玉水幼稚園、岡野幼稚園の皆さんについては通園バスとかほかの交通手段の対応とかはどういうふうにお考えでしょうか。

こども未来部　　現在、たまみず幼稚園のみが通園バスの運行区域となっておりまして、1 台のバスで運行しているわけでございますけれども、統合後につきましては、篠山幼稚園、たまみず幼稚園、岡野幼稚園、それぞれ全てを網羅する通園バスを検討しております。1 台で運行できるか 2 台で運行できるかというところは、現在協議中でございます。

野々村委員　　通園距離が遠くなることについては通園バスでカバーしますということですよね。はい、分かりました。

野々村委員　　跡地利用についてはどのようにお考えでしょうか。

こども未来部　　この統合に伴いまして現在のたまみず幼稚園の園舎及び岡野幼稚園の園舎が、いわゆる空き施設となってくるわけでございますけれども、現在学校の敷地内でいずれも建っている施設でございますので、小学校からですね教室の不足分のとして活用したいというような意向も聞いておりますので現在、検討しているところでございます。

野々村委員　　理解いたしました。

■議員協議

向井委員長　　議員間で議論・確認等をしておいた方がよいこと等があれば、ご発言願います。

野々村議員　　今回の議案第７４号における値上げについては、給与等が令和５年度、６年度だけで上がっています。平成２１年から令和４年までの１３年間では、給与がそれほど上がってないので、致し方ないのかなと考えます。

隅田委員　　過去には給与が変わらない時があり、ここ数年で、給与等も急激に上がってきているのは事実だと思います。

安井委員　　私は、夏季休業中の利用料が、10,000 円になるのはどうかと思います。

■表決

議案第６８号　丹波篠山市職員等の旅費に関する条例
―　討論なし、全員賛成で可決　―

議案第７４号　丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例
［反対討論］
安井委員　　特に、8 月の料金が 6000 円から 1 万円と、余りにも上がり方が急激過ぎると思います。もう少し緩和する処置をとって、2 段階で上げるとかいう方法を考える方がよいのではないでしょうか。
　もう一つ、1 月が 1400 円から 1100 円に下がりますが、下げたらまた次上げにくくなりますから、下げないほうがいいと思ってます。
［賛成討論］
野々村委員　　先ほど、激変緩和措置が必要ではないかというようなことで反対の討論をなされましたが、それにつきましては、通年利用者の 8 月分に限定され、ほかの部分についてはおおむね 10%から 20%あたりの増加料金の変更になっております。ですから、一部の限定した期間だけ上がるので、全体の中から見ると、料金の増加分というものについて、そこの限定部分だけで激変緩和措置をすることによって、仕組み自体が非常に分かりにくくなるのではないかというように考えます。
　したがって原案のとおり進めるべきだと思います。また先ほど、計

算式で減額という部分が、1 か所だけ生まれてくるんですが、それも算定式の中で厳密に計算する中で導き出された料金でございますので、そこへ恣意的な数値をもってわざとそこの金額を上げるということについては市民の皆様への説明が非常に難しいのではないかということで、減額厳格な算定式で導かれた金額については妥当と考え、賛成の討論といたします。

― 賛成多数で可決 ―

議案第７５号　丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

― 討論なし、全員賛成で可決 ―

議案第７６号　丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

― 討論なし、全員賛成で可決 ―

議案第７７号　丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

― 討論なし、全員賛成で可決 ―

議案第７８号　丹波篠山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例

― 討論なし、全員賛成で可決 ―

議案第７９号　丹波篠山市立幼稚園設置条例及び丹波篠山市預かり保育施設の 設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

― 討論なし、全員賛成で可決 ―

議案第８１号　丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの指定管理者の指定について

― 討論なし、全員賛成で可決 ―

■日程第 11、その他

行政事務事業評価について

向井委員長　　取りまとめましたので、ご意見をいただきたいと思います。10 月 23 日に開催が予定されております予算決算委員会全体会での決算審査報告の参考資料とするため、総務文教常任委員会としての最終評価を行いたいと思います。皆さんの意見を議事録から拾いながら、まとめました。意見があればお願いします。

【意見なし】

向井委員長　　ご意見がある場合は、９月１１日までに事務局まで提出をお願いします。その後委員長、副委員長において内容を確認し、総務文教常任委員会としての最終評価としたいと思います。内容については、委員長、副委員長に一任いただきたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

―　異議なし　―

向井委員長　　その他事務局から連絡事項等ございますか。

事務局　　１０月１日、10 月７日（決算審査）

向井委員長　散会宣告

大内副委員長　挨拶

１６：５０　散会